

政令第 号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行に伴い、並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項、同法第二百二十六条第三項及び第百三十二条第三項において準用する同法第二十三条第四項、同法第三百三十条、第三百三十六条第三項及び第百四十三条第三項、同法第五百五十二条及び第百五十四条において準用する同法第七十八条第六項並びに同法第五百五十九条第一項及び第百六十七条、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二条第七項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令

目次を次のように改める。

目次

第一章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替組合（第一条―第十四条）

第二款 個人施行者（第十五条・第十六条）

第二節 権利変換手続等（第十七条―第二十五条）

第三節 雑則（第二十六条）

第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条）

第三章 マンション敷地売却事業

第一節 マンション敷地売却組合（第二十八条―第三十一条）

第二節 分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条）

第三節 雑則（第三十五条）

第四章 雑則（第三十六条・第三十七条）

附則

第一章の章名、同章第一節及び第二節の節名並びに第二章の章名を削る。

第一条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第一章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替組合

第一条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三条第一項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第十四条の次に次の款名を付する。

第二款 個人施行者

第十六条の次に次の節名を付する。

第二節 権利変換手続等

第十九条第一項中「まで」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「まで」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）」に、「から」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「から」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改める。

第二十五条第一項中「掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を」を「掲載し、かつ、」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第三節 雑則

第三章を削る。

第三十一条を第三十七条とする。

第三十条中「第四条第四項」の下に「(第二十九条において準用する場合を含む。)」を、「第二十五条第二項」の下に「(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第三十六条とする。

第二十六条の次に次の二章を加える。

第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模

第二十七条 法第五十五条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷 地 面 積 の 規 模 (単位 平方メートル)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇

<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住 居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p>	<p>五〇〇</p>
<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域</p>	<p>三〇〇</p>

第三章 マンション敷地売却事業

第一節 マンション敷地売却組合

(代表者の選任等)

第二十八条 法第二百五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション敷地売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(組合の役員等の解任請求)

第二十九条 第四条から第十二条までの規定は、法第二百二十六条第三項及び第三百三十二条第三項において準用する法第二十三条の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任請求について準用する。この場合において、第十二条中「法第二十三条第二項（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）又は法第九十八条第六項」とあるのは、「法第二百二十六条第三項若しくは第三百三十二条第三項において準用する法第二十三条第二項又は法第六十一条第六項」と読み替えるものとする。

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十条 法第三百三十条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更

二 総代会の新設又は廃止

(組合に置かれる審査委員)

第三十一条 第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員について準用する。

第二節 分配金取得手続等

(政令で定める損失の額)

第三十二条 法第四百十三条第三項の政令で定める額は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失について、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。

(差押えがある場合の通知等)

第三十三条 第十七条の規定は、売却マンションの区分所有権又は敷地利用権(既登記のものに限る。)に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百十六条に規定する組合(以下単に「組合」という。)」と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「分配金取得手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第四百五十二条」と、同条第三項中「施行者(組合にあつては、その清算人)」とあるのは「組合の精算人」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十一条までの規定は、法第五百十二条及び第五百十四条において準用する法第七十条第一項又は第四項の規定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞

納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。

（書類の送付に代わる公告）

第三十四条 法第五十九条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第二項中「施行マンションの敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「売却マンションの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第一百六条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

第三節 雑則

（都道府県知事等の行う解任の投票）

第三十五条 第二十六条の規定は、法第六十一条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代

の解任の投票について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第三十五条において準用する第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）
第百五条第一項
の許可

第三条第一項中第十七号の二を第十七号の三とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）
第百五条第一項

の許可

(独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成十九年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号を次のように改める。

三 施行再建マンション(マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号))

第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。)又は売却再建マンション(同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)に新たに建設されるマンションをいう。)であって、耐火建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートル以上であるもの

(国土交通省組織令の一部改正)

第五条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第三号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「含む。」の下に「並びに除却する必要のあるマンション及びその敷地の

売却」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「第四条第四項」の下に「（第二十九条において準用する場合を含む。）」を、「第二十五条第二項」の下に「（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

理由

マンションの建替への円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模を定める等マンションの建替への円滑化等に関する法律施行令その他関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。